船橋市養育費保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市養育費保証料補助金(以下「補助金」という。) について 必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親等」とは母子家庭の母及び父子家庭の父である 者をいう。

(対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、船橋市内に居住し、交付申請時において、ひとり親 等であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
 - (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は、同様の所得水準にある者
 - (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
 - (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
 - (4) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
 - (5) 過去に同一の養育費保証契約で補助金を交付されていない者

(補助の対象及び補助額)

- 第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象」という。)は、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用とする。
- 2 補助金の額は、前項に定める経費のうち月額養育費と5万円を比較して少ない方 の額を選定し、交付する。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、船橋市養育費保証料補助金交付申請書 (第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、養育費保証契約を締結した日の属する 月の翌月1日から起算して12か月を経過する日までに、市長に申請しなければな らない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略す ることができる。
 - (1) ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 世帯全員の住民票の写し
 - (3) ひとり親等に係る児童扶養手当証書の写し(ひとり親等が児童扶養手当受給者の場合)又はひとり親等の前年(1月から5月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養

親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

- (4) 補助対象の領収書等又はクレジット契約証明書(ひとり親等がクレジット会社を介して支払う契約を行った場合に限る。)
- (5) 養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る。)
- (6) 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間は1年以上のものに限る)
- (7) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、各文書において次の事項に同じ内容が記載されていることを確認するものとする。
 - (1) 養育費受取権利者
 - (2) 養育費支払義務者
 - (3) 養育費の取決めの対象となる児童
- 3 第1項第4号に規定する書類について、市長は次の事項が記載されていることを 確認するものとする。
 - (1) 宛先
 - (2) 領収年月日
 - (3) 領収金額
 - (4) 取引内容
 - (5) 領収者の住所、氏名及び領収印
- 4 第1項第5号に規定する書類について、市長は次の事項が記載されていることを 確認するものとする。
 - (1) 養育費の取決め
 - (2) 強制執行認諾約款(公正証書に限る。)
- 5 第1項第6号に規定する書類について、市長は次の事項が記載されていることを 確認するものとする。
 - (1) 保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること
 - (2) 保証期間が1年以上であること
- 6 市長は、第1項第4号に規定する領収書等又はクレジット契約明細書、同第5号に規定する養育費の取決めを交わした文書、同第6号に規定する養育費保証契約書については、確認後、必要に応じて写しを取って本人に返却するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、申請があった後、提出のあった申請書及び必要書類について速やか に審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

- 2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し船橋市養育費保証料補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。
- 3 市長は、第1項の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、 理由を付して、船橋市養育費保証料補助金不交付決定通知書(第3号様式)により 補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(交付請求)

- 第7条 前条第2項により支給決定を受けた申請者は、船橋市養育費保証料補助金請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項による請求を受けた日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書 に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第8条 市長は、第6条第2項の規定による通知を行った決定の内容が、変更等により補助金の対象として適当でなくなった場合に、本補助金の交付決定を取消すことが出来るものとし、船橋市養育費保証料補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- 2 前項の規定による取消しについて、養育費受取権利者の責に帰すべき事由により 養育費保証契約が保証期間中の解約されたことによる場合や申請内容に虚偽の記載 がなされるなどの不正な手段によるものである場合、交付対象者から補助金の返還 を求めることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本要綱は施行日以降の養育費保証契約について有効であるものとし、令和2年3 月31日以前に交わされた契約については対象外とする。

附則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則
 - 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
 - 2 第5条の交付申請について、養育費保証を締結した日が令和5年3月31日以前である養育費保証の契約に係る申請の期限については、なお従前の例による。

1

船橋市養育費保証料補助金交付申請書

//归/间川/长 月 』	具体血材物或文门中明音	
船橋市長 あて	0	
	住所	
	氏名	
	電話番号	
標題の補助金について交付を受けたいのり、次のとおり関係書類を添えて申請しま		要綱第5条の規定によ
	記	
交付を受けようとする補助金の額		
<u>金</u>	<u>円</u>	

船こ家第		号
年	月	Н

様

船橋市長

船橋市養育費保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市養育費保証料補助金については、次のとおり交付することに決定したので、船橋市養育費保証料補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

船こ家第 年 月 日

船橋市長様

船橋市長

船橋市養育費保証料補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市養育費保証料補助金については、次の理由により交付しないものとして決定したので、船橋市養育費保証料補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

口座名義 (カタカナ)

	船橋市	市養育費保証料補助金請求書	
船橋市長あて		<u> </u>	
		<u>氏名</u>	
		電話番号	
年 月 て、下記の通り請求しま		号で交付決定のあった船	橋市養育費保証料補助金につい
		記	
	金額	<u>円</u>	
振込口座申出欄		※申請者の普通預金口座に限ります	
金融機関名			
支店名 口座番号 (右詰で記入)	普通		

様

船橋市長

船橋市養育費保証料補助金交付決定取消通知書

船橋市養育費保証料補助金については、次の事由により交付決定を取り消すことに決定したので、船橋市養育費保証料補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

取消理由:

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。